

第四部

防災基本計画アクションプラン

1. 南海トラフ地震・津波対策

(1) 命を守る取り組み

① 耐震事業

耐震改修工事については、資材費・人件費高騰等により、実施件数が減少する可能性があるため、令和5年度から補助金の増額を行った。令和6年度の耐震事業実績は、耐震診断107件、累計2,013件、耐震設計118件、累計1,429件、耐震改修工事は96件、1,265件の累計となっている。今後も引き続き耐震化を促す対策を検討していく。あわせて、耐震診断後、設計未了の案件が多数あることから、個別のアナウンスにより、設計への着手を促す。

ブロック塀対策補助事業については令和6年度実施22件、213件の累計となっている。本年度も個別の推進はもとより、避難路沿線の複数件での実施についても災害時の避難、工事費用の抑制等の有意性を示しながら広報等によりブロック塀対策の推進を図る。

家具転倒防止等対策については、令和56年度は、職員地域担当制での取り組みにより108件と過去最多の実績となった。今後は、耐震改修とセットでの実施等についても引き続きアナウンスし、地区防災計画と連携した推進を図る。

令和6年能登半島地震の被害からも、耐震事業は重要な施策であることから、さらなる取り組みを推進していく。

② 避難道等整備事業

避難路の整備や津波避難タワーの建設など命を守るための避難空間の整備が概ね完成し、町民の意識も「避難をあきらめる」から「避難すれば助かる」という意識に変化している。令和3年度には、当初に計画されていた全ての路線が整備された。

今後は、地区からの要望があった路線の内、新規避難道整備基準（以下、「整備基準」という。）を満たす、真に必要な路線に関して整備を行うこととする。令和7年度は、要望があった路線に対して整備基準を満たすかどうか、検証を行い、整備すべしと判断された路線に対して、次年度での予算化を進めていく。

また、防災倉庫の設置については、新たな整備により避難所または避難場所として設定された場合に必要に応じて設置する。なお、避難誘導看板設置については令和7年度に完了予定。

③ 防災施設改修、維持補修

日常的な管理や簡易な修繕は各地区での対応とし、構造物の避難のための機能回復に伴う改修、補修等については町での対応となるが、費用が単年に集中することのないよう管理台帳を活用しながら計画的に予算化していく。

④ 地区防災計画策定

引き続き、職員地域担当制度による町と地域住民が協働した実践的な対策を推進する。各地区での防災に関する取組では、町と京都大学防災研究所とが連携してコーデ

ィネートする役割を担い、自主防災組織を単位とした地区防災計画活動を支援する。
令和6年度に引き続き、孤立についての具体的な対策を行うため、各地区の備蓄品等の再点検を行い、必要な資機材について検討し予算化を進める。また、各地区の避難所運営訓練の実施を促し、支援し、課題の抽出を行う。

なお、実施した井戸調査の結果について、有効活用の方法を検討する。

この他、地区内に防災に関する知識と技能を有した人材を確保するため高知県防災士養成講座の受講者を増やすよう認定登録の経費を支援し、地域の防災力強化を図る。

そして、地区防災計画策定の主管課として主体的に計画づくりに参画し、取りまとめを行い、職員のスキルアップを図る。

⑤ 他の部局との連携

社会福祉施設の防災対策の状況について、ハード・ソフトの両面から実態を把握するとともに、必要に応じて対策の強化を促す。また、令和4年度及び令和5年度に実施した福祉部署と連携し避難行動要支援者に対する個別避難計画の見直しに基づいて、令和6年度から重点的に実施している個別避難訓練（お試し避難訓等）等継続し、更に実効性の高いものに仕上げていく。

⑥ ICT防災減災対策

通信ネットワーク、災害対応システムやソリューションに対する情報白書については概略を作成しており、災害時の情報インフラ機器の初動マニュアルについても取りまとめを行った。災害時の情報発信及び受信の要となる光通信ケーブルについては、耐災害性の強化を図るための冗長化工事や非常用発電機器の整備などは完了となっているが、耐用年数が過ぎたものが散見されているため、引き続き老朽化した放送設備の改修を行っていく。また、防災情報の収集及び発信に向けて、現行システムの活用方法についてのブラッシュアップだけでなく、新たなシステムの導入・使用についても検討を進めていく。

あわせて、避難所の避難者管理や物資管理などについてICT化を検討していく。

⑦ 「南海トラフ地震臨時情報」への取り組み

「南海トラフ地震臨時情報」に関する対応方針策定に関するガイドライン、手引きを参考に、町としての「南海トラフ地震臨時情報」に係る防災対応方針をとりまとめた。

昨年8月には、令和元年の運用開始以来、初めて気象庁から臨時情報（注意）が発表された。この際の職員による避難所開設等の対応経過を踏まえ、同年10月に対応方針を改正。また、幹部職員の研修や各地域での防災講話などで、臨時情報の周知を進めている。

今後も引き続き、臨時情報そのものの仕組みや情報の活用方法を啓発していく。

（2）命をつなぐ取り組み

① 道路啓開計画検討

本年度も、国土交通省、高知県が開催する道路啓開に関する協議、訓練等に参加し、通じて得られた課題の解消について検討、要請する。

また、必要に応じて協議の場を設け、積極的に課題の解消に取り組む。

② 避難所環境整備等

耐震化できていない町有施設や地区保有施設に関して、耐震診断を促し、耐震改修を進める。耐震化された施設については、避難所として指定し、地域防災計画に反映するとともに避難所運営マニュアルを作成する。これまで、作成した施設へは、県の補助事業を活用した環境整備を行ってきた。こうした整備に一定の目途が付いている半面、令和6年能登半島地震では、避難後の生活環境等の変化に起因する災害関連死が、地震の揺れや津波による直接死を上回っている。発災直後の命を守る行動と合わせて、避難後の環境改善も喫緊の課題となっている。

今後は、各避難所で必要なものを精査し、新に必要な備品等の精査と財源の確保に努める。

こうした精査を行うため、地区による検討協議や訓練を促しながら、国や県の補助金等、財源の確保に努め、整備を促進する。

また、発災直後の避難所状況を把握できるよう、避難者管理や物資管理などについてのICT化を検討していく。

③ 備蓄倉庫、備蓄品整備

本年度においても引き続き水・食料等の更新に加えて、必要な備蓄倉庫の設置を行う。

また、分散備蓄とともに集約した一括備蓄や収納空間の整備方法等について、複合的な観点からの倉庫整備の検討を引き続き行うとともに、物資管理のICT化を検討していく。

④ 防災拠点施設を整備

これまでに、田野浦分団、田の口分団、鞭分団、入野分団、上川口分団の消防屯所について浸水区域外の高台に整備し、出口分団、早咲分団は集会所の合築により整備した。

本年度は、老朽化が進む拳ノ川分団の消防屯所の建築、また、浸水区域内にある鈴分団、佐賀分団、伊田分団、有井川分団の消防屯所の移転先を検討する。

⑤ 医療救護活動体制の整備

今年度も引き続き協定関係にあるAMD Aと川崎学園と連携を図り医療チームの派遣訓練と受け入れ体制に関する協議を福祉、医療部局と共に進めて行く。あわせて、町災害時医療救護計画のブラッシュアップを図り、医療活動体制の確立を進める。また、医薬品の充実についても関係部署と検討を進めるとともに、災害協定による補完について検討する。

(3) 復旧から復興

① 応急期機能配置計画再検証

令和6年度末に国より公表された南海トラフ巨大地震による被害想定に伴い、県の被害想定等についても令和7年度末をめざし見直しが行われている。その結果をもって、応急期機能配置計画の見直しを含めた再検証を行う。

本年度については、スフィア基準での避難所環境の再計算と、主に不足が生じている。仮設住宅用地の解消に向け、農地の活用（農地転用に関する法的整理）等を行う。

② 事前整備及び事前復興まちづくり計画への取り組み

浸水しない高さを確保した佐賀・大方道路が整備されることにより、災害時の円滑な救助活動や物資輸送が可能となる。また、本道路の事業化に伴い実施される周辺整備事業を活用し、事前に津波災害に備えた防災対策に繋げていく。

事前復興まちづくり計画（以下、「計画」という。）については、令和4年度から取り組みを始め、住民ワークショップ等を開催し、令和6年度末に佐賀地域の計画策定が完了した。本年度は、県とともに防災集団移転促進事業の勉強会を行い、計画の事前着手の可能性を検討をする。

2. 一般災害対策

(1) 水防対策

① 土砂災害に対する取り組み

令和4年度に土砂災害のおそれのある51地区の自主避難計画の作成が完了した。

本年度も引き続き、自主避難計画を検証し、計画の見直し等のブラッシュアップを図る。

土砂災害警戒区域内等に立地する保・小・中学校及び福祉施設については、避難確保計画作成は完了したことから、年1回の避難訓練の実施を教育委員会・健康福祉課とともに促していく。

② 風水害に対する取り組み

予測災害である台風への対応として時系列の行動について防災部局を中心とした全部署の対応手順をまとめたタイムラインを、職員間で共有・検証し、より実効性の高いものとして修正を行っていく。

福祉部局が作成した個別避難計画の風水害時の避難については、訓練等を行い、問題点を修正し実効性を高めていく。

3. 総合的対策

(1) 各種計画、訓練、関係機関及び組織との連携

① 各種計画の策定、更新

黒潮町の防災計画の中心にある地域防災計画については、国等の制度改正や状況変化により内容を見直し、防災会議を経て修正する。

黒潮町国土強靱化地域計画については、補助事業・交付金事業に対して、予算の「重点化」「要件化」「見える化」等に対応できるよう順次修正等を行っていく。

② 防災訓練

黒潮町総合防災訓練については、平成29年度から可能な範囲で地域担当職員が参加しない地区主体の避難・防災訓練実施を促してきた。今年度も引き続き、住民のみの訓練構築となるよう地区へ促すとともに、夜間避難訓練も継続して実施する。

職員防災訓練については、職員の対応力の向上を図るとともに、それぞれの課・室等が主体性をもった災害対応の取り組みとなるよう、年間を通じた訓練となるよう取り組む。

また、大規模災害時職員初動マニュアルについても見直しを行う。

③ 関係機関との連携

黒潮町総合防災訓練の実施内容については、防災関係機関で組織する実行委員会により協議して決定している。本年度も同様に取り組み、災害時におけるそれぞれの対応について共有し連携を図る。

(2) 消防（団）力の充実、強化

① 消防団充実強化

消防団活動の安全性向上を目的とし、令和6年度から高視認性雨衣を導入し、本年度も継続して配備を行う。

また、消防力の確保のため、佐賀分団のポンプ車及び有井川分団と田の口分団小型動力ポンプの更新を行う。

なお、定数割れとなっている団員の確保対策について、令和6年度から導入した機能別団員制度を活用し、消火活動等における地域防災力の維持・向上を進める。

この他、火災発生時の消火活動に必要な消防水利については、消火栓の整備計画や地区要望等の検討を行い、3基を設置する。